

平成 年 月 日

債権者各位

〒

〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

〇〇マンション〇〇号

厚木太郎 (アツギ タロウ)

生年月日 平成〇年〇月〇日

電話番号 〇〇-1111-1111

## 取引履歴開示請求書

1 貴社との金銭消費貸借取引に関して、以下の書類を本書面到達後14日以内に上記住所宛にご郵送ください。

① 取引履歴

② 基本契約書

なお、①につきましては、完済分も含め、当初契約分から現在に至るまでの全ての取引経過が明らかになる書面をご送付ください。

ご承知のとおり、貸金業者が、信義則上、取引履歴の開示義務を負っていることは、最高裁判所の認めるところであり（平成17年7月19日判決）、また金融庁の事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係3-2-2（6）も、貸金業者が取引履歴の開示を拒むことを不正、不当な手段として禁止しております。

よって、全取引履歴を開示していただけない場合は、貸金業者を監督する財務局ないしは都道府県金融課に御社の取引履歴の不開示の事実を報告し、「行政指導（全取引履歴の開示）ならびに行政処分（貸金業務の一部停止・貸金業の登録の取消）を求める申告書」を提出しますので念のため申し添えておきます。

2 なお、本通知により時効中断事由としての債務の承認をするものではありません。

3 貴社との取引を利息制限所定の制限利率で再計算した結果、不当利得返還請求権が発生している場合には、不当利得金額全額及び不当利得発生時点から支払済みに至るまで年5%の利息を全額ご返金願います。

4 今後、依頼人本人に直接ご連絡等されますと無用のトラブルになりますので、本件に関するご連絡、お問合せ等は上記当職事務所宛にいただきますようお願い申し上げます。直接本人の居住先や勤務先及びその家族に連絡することは固くお断りします。

以上